

平成31年2月 守口市教育委員会定例会の概要

- 日 時 平成31年2月12日（火）
午前10時00分～午前11時03分
- 場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室
- 出席者

教 育 長 首 藤 修 一

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 駒 田 真 由 美

委 員 堀 俊 一

事 務 局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 林 安喜夫

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 林 慶

学校教育課長 森田 大輔 保健給食課長 西尾 浩樹

教育センター長 吉川 弘美 生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆

ほか担当職員

※当会議については、守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、教育長が、日程第5 議案第4号「平成31年度守口市立学校長等任命の内申案」については人事案件であるため、全ての議題が終了した後で関係者のみの秘密会にて審議することを諮り、全会一致で承認されました。

- 審議内容

議案第 3 号 守口市社会教育委員の委嘱について

【説明要旨】

○事務局 本市社会教育委員につきましては、社会教育法第 15 条及び守口市社会教育委員設置条例の規定に基づき、10 名委嘱しておりますが、平成 31 年 2 月 28 日をもちまして、現在委嘱しております委員が任期満了となることから、新たに委員の委嘱を行おうとするものでございます。

守口市社会教育委員候補者名簿（案）のとおり、10 名の委員を委嘱しようとするものです。委嘱する委員につきましては、文部科学省令で定める基準を参酌し、学識経験者を 3 名、学校教育関係者を 2 名、内 1 名は新規でお願いしております委員でございます。社会教育関係者を 3 名、家庭教育関係者を 2 名予定しております。任期につきましては、守口市社会教育委員設置条例第 3 条の規定に基づき、平成 31 年 3 月 1 日から平成 33 年 2 月 28 日までの 2 年間でございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【審議状況】

○原案通り承認。

○ 審議内容

議案第 5 号 守口市立中学校に係る運動部活動の方針（案）について

【説明要旨】

○事務局 学校教育の一環として行われる部活動につきましては、生徒の自主的、自発的な参加によりスポーツや文化に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、教育課程での取組みと相まって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしております。本市における部活動の状況といたしましては、運動部、文化部、合わせまして、全中学校計 128 部

あり、全生徒の約9割が参加しております。

また、生徒の心身のバランスや教員の長時間勤務を踏まえ、平成29年度より週1日の部活動休養日の設定に取り組んでいるところですが、このたび、スポーツ庁は持続可能な運動部活動のあり方に関し、抜本的な改革に取り組む必要があるため、平成30年3月に運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを策定いたしました。その中で、国のガイドラインに則り大阪府が運動部活動のあり方に関する方針を策定するとともに、市教育委員会は府の方針を参考に運動部活動の方針を策定することとされております。

市教育委員会といたしましても、部活動における過度な練習等は生徒の心身のバランスの取れた発達を妨げるという問題や、部活動が教員の長時間勤務の要因の一つになっている状況も踏まえ、部活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な運動部活動の取組みについて、国のガイドラインに則り、府の方針を参考に守口市立学校に係る運動部活動の方針を策定しようとするものでございます。

それでは、内容を説明させていただきます。まず、資料の1ページ目には、御説明いたしました本方針の策定の背景、趣旨、及びその役割について示しております。

次に2ページ目には、1. 適切な運営のための体制整備について、部活動が適切かつ円滑に実施できるための学校体制等について記載しております。

(1) 部活動の方針の策定等では、ア. 校長は、本方針に則り毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し公表する。

イ. 部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに毎月の活動実績を報告する。

ウ. 校長は、自らが策定した「学校の運動部活動に係る活動方針」をもとに、部活動の適切かつ円滑な実施状況について定期的に教育委員会に報告することを示しております。

(2) 指導・運営に係る体制の構築では、ア. 校長は生徒や教員の数、外部指導者

の活用状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置や部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に部活動を実施できるよう努める。

イ．校長は毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

ウ、校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組みの徹底について」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

エ、校長は、本方針策定の趣旨等を踏まえ、部活動が適切かつ円滑に実施できるよう、教育委員会と連携を図ることを示しております。

次に、2．合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組みについて御説明いたします。

(1) 適切な指導の実施では、ア、ガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰、ハラスメントの根絶を徹底すること。

2 ページから 3 ページに渡り、イ、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うことや、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

ウ、熱中症の予防や天候の急変における計画の変更、活動の中止等、適切かつ迅速な対応を行うこと。活動前にはAEDの設置場所を確認しておくことを示しております。

3．適切な休養日及び活動時間の設定では、具体的な休養日、活動時間を示してお

ります。本文を読み上げさせていただきます。

ア、部活動を行わない日及び活動時間については、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も考慮し、以下を基準とする。

休養日の設定は以下のとおりとする。学期中は、週当たり2日以上休養日をつける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振替える。長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

1日の活動時間は、準備や片づけを除き、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ、休養日及び活動時間については、学校の実態や全体の活動状況も踏まえながら今後も検討を続け、より適切に対応することとする。

実施につきましては、平成31年4月から予定をしております。なお、本方針案については2月の校長会で意見を聴取させていただきましたが、内容の変更を要する御意見等は特段ございませんでした。

以上、守口市立中学校に係る運動部活動の方針（案）の説明とさせていただきます。

なお、文化部についても平成30年12月27日に文化庁が文化部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを策定いたしました。内容については運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインと同様となっております。現在、本ガイドラインを踏まえ、大阪府が運動部と文化部をまとめた方針を策定中との情報も得ております。本市といたしましても、今後、府から方針が示された後、まとめた部活動の方針を策

定してまいりたいと考えております。したがいまして、それまでは文化部活動につきましても、守口市立中学校に係る運動部活動の方針（案）に準じて、平成31年4月から実施してまいりたいと考えております。なお、本日参考資料といたしまして、熱中症予防運動指針並びに各校が方針等を策定する際の参考資料として教育委員会より提示させていただき、中学校部活動に係る活動方針案、年間計画案、月別活動計画及び実施報告案を添付させていただいております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【審議状況】

○委員 平成31年4月から実施ということで、もう2カ月もないですが、生徒や保護者に対して予告はありましたか。

○事務局 国の方針がすでに出されており、保護者、市民の方々には一定御理解をいただいていると認識しております。なお、本日、教育委員会会議で御承認いただいた後に、学校に通知した上で、保護者、市民の方への周知に努める予定でございます。

○委員 趣旨説明をきちんとすることが大事だと思います。よろしく申し上げます。

○委員 熱中症予防運動指針の活用ですが、屋外であれば時間帯によって気温の変化もありますし、屋内でしたら生徒の人数によって湿度が上がるなどあると思いますが、例えば1時間に1回それらを調べるとか、具体的にどう把握されるのかを教えてください。

○事務局 現在、全ての学校ではありませんが、体育館に温度計を設置しており、顧問が随時確認をし、「暑さ指数31度以上」という基準に基づいて、原則運動の禁止や中止という対応をさせていただいているところでございます。なお、来年度以降につきましては、全校の体育館に温度計を設置し、適宜管理していただくよう進めているところでございます。

○事務局 補足でございますが、ただいま説明で温度計というように御伝えしまし

たが、具体的には暑さ指数を測ることができる測定器が整備されている学校と整備できていない学校がございます。整備できていない学校につきましては、気温と湿度を勘案して判断をさせていただいているところでございます。今年度、非常に酷暑が続きましたので、学校の方で、小まめに測定をしながら、空調のある部屋で休養を適宜入れるなどの対応をさせていただいているところでございます。

○委員　確認のために御尋ねしたいのですが、先ほど9割程度の生徒達が部活動をしているとのことでした。もし、一人で二つの部活動に参加しているというような場合があるとすれば、1週間に1回休養日というのをそれぞれの部でやったとしても、休めない子どもが出てくるのではないですか。併せて、複数のクラブの顧問をなさる教諭がいた場合、休養日が本当に週1回ないし2回とれるのか少し補足していただきたいと思います。

○事務局　生徒一人が複数のクラブを兼部するという現状は本市においてはございません。もう一点でございますが、複数の顧問を持つ教員はおりますので、休養日の徹底ということについては、今後、学校と連携しながら対応していきたいと考えております。

○委員　現実的な話として、若い先生方が多いので、校長先生から依頼をされて複数のクラブを担当される状況が実際あり、協力していただかないことには回っていかないということもあるのだらうと思います。週2日の休養日、少なくとも1日はということでありますけれど、偏りがあって、ある教員にとっては休みが無いということあれば、改善の方法を考えていかないといけないだらうと思います。実質、教員の数と部の数とを考えれば、当然起りうる問題かと思っておりますので、対応を十分行うようにお願いします。いくら制度を作っても、実質的に休めないということであれば意味がないと思いますので。

○事務局　複数の部活を担当する顧問についてですが、そういう教員については副顧問としての2部以上の担当ということがあるかと思っております。先ほど説明の中でもあ

りましたように、月ごとの報告をいただきますことと、教員の長時間勤務の状況をこちらでしっかりと定期的に把握していきますので、一部の教員の負担が解消されない状況にならないよう、こちらもしっかりと学校と連携してまいります。

○委員　委員の発言とも関連しますが、実際には生徒の中にはもっと練習したいという子どもが必ずいると思います。そういう点もいろいろ考えていると思いますが、よく注意をして、必要があれば対応しなければならないと思いますので、その点もぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○上記の質疑の後、原案通り承認。

○ 審議内容

議案第4号 平成31年度守口市立学校長等任命の内申案

秘密会につき会議録は作成しておりません。